

令和8年度アントレプレナーシップ教育事業委託

仕様書

1. 業務名

令和8年度アントレプレナーシップ教育事業委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 業務の目的等

起業に対する心理的なハードルを下げ、域内外から新たな企業・事業が生まれる環境を整備し、起業家が生まれ育っていく、「人・仕事」が循環するエコシステムを形成することで、持続可能な地域を目指す。

4. 業務内容

(1) 企画・運営

- ・事業目的を達成するプロジェクトを実施すること。また、参加者については大学生から30代前半までをメインターゲットとすること。
- ・ひたちなか市が実施する「創業スクール」との差別化を図ること。

(2) 実施内容等

- ・参加者の人数は10人程度とする。
- ・座学やフィールドワーク、ワークショップ等を組み合わせて実施し、全体として5回（5日）以上実施すること（オンライン等での実施も可能とする。）。最終回には参加者の発表の場を設けること。

(3) プロモーション等

- ・起業等に関心の高い申込者を募るためのSNS等を活用した集客PRを行うこと。
- ・当該取組を紹介する市公式ウェブサイトや告知用のビジュアルを制作すること。

(4) その他

- ・その他、目的達成に資する取組を実施すること。

5. 実施スケジュール

4-（1）～（4）に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期については、ひたちなかネットワークシステムと受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例

(平成17年条例第2号)を遵守するものとする。

7. 成果品

(1) 受託者は、次の成果品をひたちなかネットワークシステムに提出すること。

・実施報告書（紙媒体2部及び電子データ）

※電子データは、CD-ROMやUSBメモリースティック等の電子媒体で提出すること。

8. 成果品の権利関係

(1) 本業務の履行における成果品の所有権は、全てひたちなかネットワークシステムに帰属するものとする。

(2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受注者は当該著作物に係る受注者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなかネットワークシステムに無償で譲渡するものとする。この場合において、受注者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

9. 留意事項

(1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなかネットワークシステムの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなかネットワークシステムに係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

(3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなかネットワークシステム又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなかネットワークシステムの承認を受けた場合を除く。

(5) 本仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなかネットワークシステムと協議すること。